

改正

平成22年6月1日

平成26年7月30日改正第67号

平成27年3月25日改正第38号

平成27年9月30日改正第86号

平成29年1月11日改正第11号

平成29年3月22日改正第67号

平成31年4月3日改正第42号

令和2年12月24日改正第130号

令和3年3月10日改正第29号

令和3年3月31日改正第61号

東北学院大学「授業改善のための学生アンケート」実施委員会規程

(設置)

第1条 東北学院大学点検・評価に関する規程第10条の規定に基づき、東北学院大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）の下に、東北学院大学「授業改善のための学生アンケート」実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、東北学院大学における教育方法の改善に資するため、「授業改善のための学生アンケート」（以下「アンケート」という。）を実施し、その結果を活用することを目的とする。

(審議事項等)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議し、その実施に当たる。

- (1) アンケートの基本方針に関すること。
- (2) アンケートの実施に関すること。
- (3) アンケートデータの集約及び分析並びにその結果の関係機関への提供に関すること。
- (4) アンケート結果に関する報告書の作成及び情報公開に関すること。
- (5) アンケート結果に基づく授業の改善勧告及び授業担当教員の表彰に関すること。
- (6) その他アンケート結果の活用に関して必要なこと。

- 2 委員会は、授業の改善勧告及び授業担当教員の表彰についての基準を別に定めるものとする。
- 3 委員会は、その活動内容を年度ごとに点検・評価委員会に報告するものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（学務担当）及び副学長（点検・評価担当）
 - (2) 各学科から1名ずつ選出された教員
 - (3) 学務部長及び学長室長
 - (4) 学務部教務課長及び学長室政策支援IR課長
- 2 委員会には、委員長を置き、副学長（点検・評価担当）をもって充てる。
 - 3 委員会には副委員長を置き、副学長（学務担当）をもって充てる。
 - 4 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
 - 5 委員長は、必要に応じて、委員以外の教職員を委員会に陪席させることができる。
 - 6 委員会は、必要に応じて小委員会又は作業部会を設けることができる。

(委員会の開催、定足数及び議決)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員会は、定期的開催されるほか、委員長の判断により必要に応じて随時開催されるものとする。
- 3 委員総数の3分の1以上の委員による要請がある場合は、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。
- 4 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 5 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決する。

(委員の任期)

第6条 第4条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたことによる後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、点検・評価委員会の発議に基づき、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月1日)

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月30日改正第67号)

この規程は、平成26年7月30日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月25日改正第38号)

この規程は、平成27年3月25日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則 (平成27年9月30日改正第86号)

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (平成29年1月11日改正第11号)

この規程は、平成29年1月11日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日改正第67号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月3日改正第42号)

この規程は、2019(平成31)年4月3日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日改正第130号)

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日改正第29号)

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、東北学院大学「授業改善のための学生アンケート」実施要項(平成26年7月30日制定第37号)は、廃止する。

附 則 (令和3年3月31日改正第61号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。